

## 研究タイトル： 学習管理システム(LMS)を用いた Blended Learning とマイクロレデンシャル活用について



氏名：	鈴木 徹 / SUZUKI Toru	E-mail：	toru@tsuruoka-nct.ac.jp
職名：	技術長	学位：	学士(工学)
所属学会・協会：	情報処理学会		
キーワード：	eラーニング、学習管理システム、Blended Learning、マイクロレデンシャル、著作権、情報リテラシー		
技術相談 提供可能技術：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニング活用教育</li> <li>・マイクロレデンシャルの活用と効果</li> <li>・学習管理システムの教育活用</li> <li>・学校教育における著作権の正しい理解</li> </ul>		

### 研究内容：

以下の事柄を自らの研究・技術開発テーマとして取り組んでおります。

- (1) Blackboard<sup>®</sup>、Moodle と言った学習管理システム(LMS)を使った Blended Learning の実践とマイクロレデンシャル活用について。
- (2) ICT 活用教育における著作権の正しい理解と活用について。
- (3) 情報リテラシー(情報基礎リテラシー、PC リテラシー、ネットワークリテラシー)の3領域について。

### 【補足説明】

#### (1) Blended Learning とは

日本ではブレンド型学習とも言い、教育プログラムの中で講義の一部をビデオ録画で配信したり、教材をオンラインで事前配布しておいたり、オンライン上のフォーラムで議論の場を提供したり、オンラインで理解度テストを実施するなど、部分的にオンライン教育の要素を取り入れた教育手法。ICT 機器やネットワーク環境が普及した現在、従来の対面教育に加え PC やタブレット端末をメディアとした eラーニングを組み合わせることで、受講者の理解度促進、ユビキタスな学習環境の提供、受講者の学習状況データの把握による授業改善(FD)などに効果のある手法として急速に普及している。この手法の中でデジタルバッジ等を使用して受講者の細分化された資格や技能を個々に認める手段としてマイクロレデンシャル活用が注目されている。この学習形態についてご相談を承ります。

#### (2) 学校における教育活動と著作権の正しい理解の必要性

学校教育に他人の著作物を利用する場合は、その公共性から例外的に著作者の許諾を得ることなく”一定の範囲”で自由利用が可能であるが、その例外措置条件が複雑である。特に eラーニングで活用する場合には複製権、公衆送信権など複数の権利関係の侵害の恐れが生じる。それに対し、著作権についての正しい理解者が少なく、知識の普及活動も充分ではない。これらについて、

**ビジネス著作権検定初級(民間資格)有資格者**  
**知的財産管理技能検定 2 級(国家資格)有資格者**  
 である私にご相談を承ります。

#### (3) 第4次産業革命と情報リテラシー教育

第 4 次産業革命とは、18 世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第 1 次産業革命、20 世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第 2 次産業革命、1970 年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第 3 次産業革命に続く産業革命のことで、そのコアとなる技術革新とは①IoT とビッグデータ、②AI です。この時代を生き抜くにはスマートフォンやタブレット端末等の情報機器や IT ネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力が必要です。それらについてどのように教育に取り入れるか「IoT システム技術検定中級」、「マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト」有資格者の私にご相談を承ります。

### 提供可能な設備・機器：

名称・型番(メーカー)	